

産業廃棄物処分業許可証

住所 千葉市稲毛区長沼原町716番地2

氏名 株式会社 京葉エナジー

代表取締役 岩崎 剛士

COPY

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する

千葉市長 神谷 俊



許可の年月日 令和3年6月28日

許可の有効年月日 令和8年6月27日

1. 事業の範囲

(1) 業の区分

- ア 圧縮・梱包施設による中間処理
- イ 溶融施設による中間処理
- ウ 破碎施設による中間処理
- エ 切断施設による中間処理

(2) 取扱産業廃棄物の種類（「石綿含有産業廃棄物を含む」、「水銀使用製品産業廃棄物を含む」又は「水銀含有ばいじん等を含む」場合はその旨を記載する）

- ア 圧縮・梱包に係るもの
 - (ア) 廃プラスチック類、(イ) 紙くず、(ウ) 木くず、(エ) 繊維くず、(オ) 金属くず、(カ) ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、(キ) がれき類（金属くずに付着したものに限り） 以上7品目
- イ 溶融に係るもの
 - (ア) 廃プラスチック類（廃発泡スチロールに限る） 以上1品目
- ウ 破碎に係るもの
 - (ア) 廃プラスチック類、(イ) 紙くず、(ウ) 木くず、(エ) 繊維くず、(オ) 金属くず、(カ) ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 以上6品目
- エ 切断に係るもの
 - (ア) 廃プラスチック類、(イ) 紙くず、(ウ) 木くず、(エ) 繊維くず、(オ) 金属くず、(カ) ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（ガラス繊維素材に限る）、(キ) がれき類（金属くずに付着したものに限り） 以上7品目

2. 事業の用に供するすべての施設

所在地 千葉市花見川区大日町1278番地の一部 他

（施設ごとの種類、設置年月日及び処理能力については別記1のとおり）

3. 許可の条件

別記2のとおり

4. 許可の更新又は変更の状況

平成18年6月28日 新規許可

令和3年6月28日 更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 存・無

以下余白

別記1

- (1) 中間処理及び保管は(2)の場所で行うこと。
 (2) 施設の種類、設置年月日、処理能力、数量及び所在地

施設の種類及び設置年月日	処理能力	数量	所在地
圧縮・梱包施設 (廃プラスチック類) (紙くず) (木くず) (金属くず) (平成18年3月31日) (ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず) (平成20年4月10日) (繊維くず) (がれき類(金属くずに付着したも のに限る)) (平成23年6月29日)	4.68 t/日 19.46 t/日 61.18 t/日 19.67 t/日 25.2 t/日 15.28 t/日 35.76 t/日	1	千葉市花見川区大日町1280番地 の4、1280番地の5の一部
圧縮・梱包施設 (廃プラスチック類) (紙くず) (木くず) (繊維くず) (金属くず) (ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず) (令和3年2月9日)	38.007 t/日 29.878 t/日 28.449 t/日 21.17 t/日 44.896 t/日 38.232 t/日	1	
廃プラスチックの熔融施設(次の品 目は廃発泡スチロールに限る) (廃プラスチック類) (令和3年2月9日)	0.8 t/日	2	
破碎施設 (廃プラスチック類) (紙くず) (木くず) (繊維くず) (金属くず) (ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず) (令和3年2月9日)	1.53 t/日 1.31 t/日 2.4 t/日 0.52 t/日 4.94 t/日 4.37 t/日	1	
切断施設 (廃プラスチック類) (紙くず) (木くず) (繊維くず) (金属くず) (ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず(ガラス繊維素材に 限る)) (がれき類(金属くずに付着したも のに限る)) (令和3年2月9日)	7.56 t/日 6.48 t/日 11.88 t/日 2.59 t/日 24.4 t/日 21.6 t/日 31.96 t/日	1	

廃棄物保管施設（処理前） （廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず）	保管面積 保管容量 保管高さ 保管上限	0.51m ² 0.73m ³ 1.42m 0.73m ³	28	
廃棄物保管施設（処理前） （廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（金属くずに付着したものに限る））	保管面積 保管容量 保管高さ 保管上限	6.85m ² 8m ³ 1.17m 8m ³	2	
廃棄物保管施設（処理前） （廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（金属くずに付着したものに限る））	保管面積 保管容量 保管高さ 保管上限	9m ² 6.75m ³ 1.5m 6.75m ³	7	
廃棄物保管施設（処理前） （廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（金属くずに付着したものに限る））	保管面積 保管容量 保管高さ 保管上限	6.85m ² 8m ³ 1.17m 8m ³	2	
廃棄物保管施設（処理前） （廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（金属くずに付着したものに限る））	保管面積 保管容量 保管高さ 保管上限	1.52m ² 1.42m ³ 0.95m 1.42m ³	2	

別記2

- (1) 粉じんを飛散させないように散水を行うこと。
- (2) 処理施設の稼働時間は午前6時から午後4時までとすること。